

令和4年11月18日

保護者の皆様

季節性インフルエンザによる出席停止に関する手続きの変更について

インフルエンザ罹患証明書の提出は不要となりました。

呉市立明立小学校長

平素より本校教育推進のために、格別のご理解とご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

さて、これまで呉市立小・中・高等学校においては、児童生徒が季節性インフルエンザにより出席停止となった後、回復して再度登校する場合には、医療機関において記入された「インフルエンザ罹患証明書」にその後の経過を記入した「インフルエンザ経過報告書」を提出していただいております。

この度、呉市教育委員会学校安全課から季節性インフルエンザによる出席停止に関する手続きの変更について通知がありました。今後は、これまでの「インフルエンザ罹患証明書」（「インフルエンザ経過報告書」）の提出をお願いしないこととなります。

書類の提出は不要ですが、電話でご連絡いただく際に、氏名・学年・クラスと併せて発症日を報告していただきますので、受診した医療機関で確認しておいてください。

学校保健安全法施行規則第19条第2項インフルエンザの出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳幼児は3日）を経過するまで』とされていますので、その期間は自宅で療養させてください。

次面の【出席停止期間早見表】を参考にしてください。

発症後3日を経過しても解熱しないなど、症状が回復しない場合は、必要に応じて学校へご連絡ください。

なお、他の感染症についてはこれまでどおり治癒証明書のご提出をお願いします。

【出席停止期間早見表】（児童生徒）

●発症日	熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの症状が出はじめた日（医師が判断します。確認してください。）
●発症後5日間	発症した日を0日として、そこから5日間を経過する日まで
●解熱後2日間	解熱剤を使わずに平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目とし、解熱剤を使わずに平熱（37.4度以下）で過ごせる日を2日間経過するまで

発症日	発症後5日間は、全員出席停止					発症日から		
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目			登校可		
出席停止								
		解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目				
出席停止								
			解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目			
出席停止								
				解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可	
出席停止								
					解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可
出席停止								